

2005年 2月 例会レジュメ

2 - 1 後藤 信之 (機械部門、総合技術監理部門) 企業に於ける知的財産 - 職務発明制度を中心に -

GOTOH Nobuyuki The Intellectual Property in Company Activities

現在企業活動に於ける知的財産の重要性が高まるにつれて、知財リスクも増大する傾向にある。最近注目されている知財リスクの一つに職務発明の相当の対価を巡る訴訟がある。

本講演では、「相当の対価」の法的解釈および職務発明に関する判例から、「相当の対価」算定方法の課題について検討を行った。従来指摘されてきた職務発明制度の問題点は、相当の対価の法的解釈と対価の対象の設定にあったと考えられる。相当の対価の法的性格を、発明の権利譲渡で発生する従業員の機会費用への対価と位置づけて使用者が得べき将来利益からの配分や、研究者へのインセンティブと明確に区別するとともに、権利承継時での発明の現在価値をもとに権利化・事業化リスクの反映、および当該業界における発明の平均的な価値から対価を算定することで、対価の予測可能性の向上が期待できる。また研究開発インセンティブとの区分によって、使用者の自由なインセンティブ制度設計を確保することが可能となる。

The Intellectual Property (IP) risk shows the tendency to increase as the importance of the IP in company activities rises now. One of the IP risks is the risk of lawsuit for in-house invention. It is thought that the problem of "a just reward for in-house inventions" is the problem of legal interpretation of the reward and it should be distinguished from the distribution of future profit and the incentive to the researcher. The value of a reward for in-house invention should deduct the risk relating to the business.

2 - 2 永田 一良 (電気電子部門、総合技術監理部門) 技術士のステータス向上 - 企業内技術士の視点から -

NAGATA Ichiro The Improvement of the Status of the PE in the Company

日立製作所関連会社の経営者時代に企業内技術士へのアンケートや多くの企業経営者との会話をベースに技術士の実情を捉え、私自身がどうやって企業

に所属する技術士のステータスを向上して来たかを纏めた。

1) プロローグ 2) 技術士自身の認識 3) 視点のギャップ

4) 社会ニーズの変化 5) 私が変る技術士が変る企業が変る! 6) 結び
技術士と経営者の認識には大きなギャップがあるが、経営者が技術士を認知することで活躍の場は広がりかつ大きな力を発揮できるようになる。これはOBになった後の世界にも繋がると信じてやって来て、それなりの成果を挙げた。技術士自身のCPDによる力量アップ、企業トップの認知と活用、社会への融和と貢献をそれぞれの立場で立案し実行に移すことが大きな課題である。今後は更に広く企業グループの技術士のステータス向上に取り組む所存である。

It's mentioned about how to have improved the status of the PE in the company, through the lecturer's experience such as questionnaires to the PE and contacts with many managers while he was being a director of a subsidiary of Hitachi, Ltd.

(猪刈 正則記)